

スポーツ施設（3施設）の指定管理について

観光にぎわい部スポーツ振興課

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターにつきましては、平成18年度（2006年度）から順次、指定管理者制度を導入し施設運営を行っており、指定管理者の積極的な提案により、利用者サービスの向上が図られています。

今後も利用者サービスの向上や、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者の指定期間の満了（令和6年3月31日）に伴い、令和5年度（2023年度）において、次期指定管理者の選定を行います。

2. 内容

(1) 施設

	名 称	所在地
①	枚方市立総合スポーツセンター	枚方市中宮大池4丁目10番1号
②	枚方市立市民体育館	枚方市渚西3丁目26番10号
③	枚方市立伊加賀スポーツセンター	枚方市伊加賀西町53番2号

(2) 指定管理期間

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの5年間(予定)

(3) 指定管理者の選定方法

サービスの平準化や向上、管理コストの削減を目的として、3施設を一括管理する指定管理者の公募を実施し、指定管理者選定委員会に諮ります。

なお、指定管理者の経営努力や創意工夫を引き出すインセンティブとなることから、引き続き、指定管理料と利用料金の併用制による管理運営とします。

(4) 関係条例の一部改正（予定）

休所日の変更及び営利利用の制限緩和に伴い、枚方市立総合スポーツセンター条例、枚方市立市民体育館条例、枚方市立伊加賀スポーツセンター条例の一部改正を予定しています。

①休所日の変更（案）

市民サービスの向上を図るため、各施設で異なっている休所日の日数を統一し、施設を利用できる日数を増やすものです。

施設名	現行	改正後
枚方市立総合スポーツセンター	(1) 月曜日 (2) 12月29日～翌年の1月3日 (3) 6月及び12月の第1火曜日	(1) 第4月曜日 (2) 12月29日～翌年の1月3日
枚方市立市民体育館	(1) 金曜日 (2) 12月29日～翌年の1月3日 (3) 6月及び12月の第1木曜日	(1) 第4金曜日 (2) 12月29日～翌年の1月3日
枚方市立伊加賀スポーツセンター	(1) 第4木曜日 (2) 12月29日～翌年の1月3日	改正なし

②営利利用の制限緩和（案）

市民の「観るスポーツ」を支えるとともに、施設の利用率の向上及び利用料収入の増加につなげることを目的として、指定管理者の認める範囲内でスポーツイベントや興行での利用を可能とするものです。

3. 実施時期等

令和5年（2023年）	6月	総務委員協議会へ報告
		定例月議会へ枚方市立総合スポーツセンター条例、枚方市立市民体育館条例及び枚方市立伊加賀スポーツセンター条例改正議案（休所日の変更・営利利用の制限緩和）を提出
	6月～10月	指定管理者選定委員会の開催（3回程度）
	11月	総務委員協議会へ報告
	12月	定例月議会へ各施設の指定管理者の指定議案提出
令和6年（2024年）	4月	次期指定管理者による管理運営の開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

(1) 総合計画

① 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

② 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法（第244条の2）

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

枚方市立総合スポーツセンター条例

枚方市立市民体育館条例

枚方市立伊加賀スポーツセンター条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 142.5千円

支出内訳 枚方市指定管理者選定委員会に係る委員報酬 142.5千円 (9.5千円×3回×5人)

《財 源》 一般財源：142.5千円

《今後発生するコスト（ランニングコスト等）》 指定管理料：132,645千円

内 訳 ①枚方市立総合スポーツセンター 指定管理料 60,542千円/年

②枚方市立市民体育館 指定管理料 39,391千円/年

③枚方市立伊加賀スポーツセンター 指定管理料 32,712千円/年

(現行の指定管理期間における令和5年度指定管理料を記載しています。)